

2014(平成 26)年 9 月 16 日

各 位

向島町イベント実行委員会  
会 長 森 数 光 男

向島町イベント「第 24 回にこぴんしゃん祭り」  
実施に係るご案内並びに参加受付について

拝啓 ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、向島町の活性化と内外に P R することを目的に町内の各種団体等が協力して標記イベントを実施しておりますが、今年度は下記日程により例年にも増して多くの皆さま方にご参加いただける行事内容の検討を重ねております。

つきましては、何かとご多忙のこととは存じますが、この事業の趣旨をご理解賜りましてご参加、ご協力くださいますようご案内いたします。

なお、ご参加いただけます場合は、9月30日(火)までに別紙参加申込書に必要事項を記入のうえ実行委員会事務局へお申し込みくださいますようご案内いたします。

尚、テント 1 張りに付き机 1 脚、イス 2 個をご用意致しますが、追加で必要な方は別紙申込書でお申し込み下さい。(机 1 脚 1,200 円、イス 1 個 300 円)

《注》1 出店料につきましては申込みと同時に指定口座へお振り込みください。

出店料の振込確認をもって『出店受付』とさせていただきます。

- 2 焼きそば、焼き鳥、ビール、缶飲料等については地元の団体、或いは単品の参加事業者さんもおられますので出店の自粛或いは特色あるものに出店内容をご検討いただければ幸いに存じます。(競合多数の場合お断りする場合も)
- 3 “名義貸し(借り)” 出店は固くお断りいたします。
- 4 発電機の使用は禁止します。(電気設備のみ)

火災予防条例改正に伴い、別途露店等の開設届書が必要になります。  
火気を使用する方は必ず届出書の提出と注意事項をお読み下さい。

銀行・支店名	種別	口座番号	口座名義人
広島銀行 向島支店	普通	1026488	向島町イベント実行委員会 会長 森 数 光 男
しまなみ信用金庫 向島支店	普通	0106553	

《出店料》

テント(2K×3K) 1/2 張り = 6,000 円

テント(2K×3K) 1 張り = 12,000 円

《追加分 机・イス》

机 1 脚 1,200 円 イス 1 個 300 円

向島町イベント「第 24 回にこぴんしゃん祭り」

と き) 2014(平成26)年11月 2日(日) 9:00~16:00

と ころ) 尾道市向島運動公園グラウンド

向島町イベント実行委員会事務局(尾道しまなみ商工会)  
TEL 0848-44-3005 FAX 0848-44-1925  
〒722-0073 広島県尾道市向島町16054-4



## 露店等の開設届書

平成26年 月 日			
消防長（消防署長）（市町村長）殿  <div style="text-align: center;">                     届出者                      住 所                      氏 名 <span style="float: right;">㊟</span>                       電 話                 </div>			
開 設 期 間	H26年11月2日から H26年11月2日まで	営 業 時 間	9時から16時まで
開 設 場 所	尾道市向島町11098-289 尾道市向島運動公園グラウンド		
催 し の 名 称	第24回にこびんしゃん祭り		
開 設 店 数		消 火 器 の 設 置 本 数	
現 場 責 任 者 氏 名	電話 (      )		
※ 受 付 欄		※ 経 過 欄	

**備考**

1. この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
2. 法人又は組合の場合は、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。
3. 露店等の開設場所及び消火器の設置場所の係る略図を添付すること。
4. ※印の欄は、記入しないこと。

消防法施行令の一部を改正する政令の一部が改正されました。

露店等を開設する際には、次の事項を遵守してください。

1. 開設場所は、消防水利(消火栓、防火水槽)の位置から5m以上離れた場所に設置すること。
2. 消防車の進入路付近や、周囲の建物から避難に支障を及ぼす場所には設置しないこと。
3. 火気を取り扱う露店等には、必ず消火器を設置し取扱い方法を徹底すること。
4. 火災等の発生に備え、消火、通報及び避難誘導等の担当者を決めておくこと。
5. LP ガス、カセットこんろ、暖房器具などの火気器具を使用する場合は、正しい取扱い方法及び防火の安全対策を徹底すること。
6. 可搬式発電機は、原則使用しないこと。やむを得ず、可搬式発電機や燃料用の危険物容器を持ち込む場合は、消火器を設置し、正しい取扱い方法及び防火の安全対策を徹底すること。
7. たこ足配線にならないようにすること。
8. 火を使用する器具の周囲は、常に整理及び清掃に努め、燃えるものを置かないようにすること。
9. 露店等を 2 日間以上にわたり開設する場合は、LP ガスボンベ、危険物容器等は、露店終了後には持ち帰るとともに、放火防止のため整理整頓するよう徹底すること。
10. 開設日の 3 日前までに、「露店等の開設届出書」を管轄する消防署に届出すること。また、届出後に実施日時及び内容等届出事項を変更したときは、必ず届出した消防署に連絡すること。